

ID: 5234

担当部署: 経済部 産業振興課

処分の概要	合併の認可		
法令名 根拠条項	商店街振興組合法 第73条第3項		
法令番号	昭和37年法律第141号		
【基準】 法第73条の規定による。 (合併の手續) 第73条 組合が合併するには、総会の議決を経なければならない。 2 組合の合併については、第66条並びに第67条第1項及び第2項の規定を準用する。 3 合併は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。 4 前項の認可については、第36条第2項及び第3項の規定を準用する。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年7月1日	最終変更年月日	令和元年6月21日